

名寄市立大学の教職課程に関する自己点検・評価の実施方針

1 趣旨

本学の教職課程の運営にあたっては、当該課程の目的・目標に照らし、教育内容・方法、学修成果の状況等を検証し、絶えず教育の質の維持・向上に努める必要がある。また、教育職員免許法施行規則では、第22条の8に「認定課程を有する大学は、当該大学における認定課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」とされているところである。

本実施方針は、上記を踏まえ、本学の教職課程に関する自己点検を適切かつ効果的に実施するため、その基本的枠組みを定めるものである。

なお、教育職員免許法施行規則第22条の7に「2以上の認定課程を有する大学は、当該大学が有するそれぞれの認定課程の円滑かつ効果的な実施を通じて当該大学が定める教員の養成の目標を達成することができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。」とあり、本学においては教職課程委員会がその任を担い、自己点検を行う。

2. 内容・方法

- (1) 自己点検・評価は、令和3年5月7日付「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」を参考とし、点検項目・中項目について下表のとおり行う。その際は、本学教職課程の目的・目標に照らして、法令等により求められている事項の遵守状況、積極的に評価できる点及び改善を要する点について現状分析及び自己評価を行うとともに、課題がある場合にはその対応等を明らかにする。
- (2) 必要に応じて、履修生や卒業生に対し、教職課程に関するアンケートの実施など、データの把握・蓄積を行うこととする。
- (3) 必要に応じて、学内教職員や、学外関係者などの第三者の視点を組み入れる。

(表) 点検項目・中項目

点検項目	中項目の例
教育理念・ 学修目標	教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定状況
	教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定プロセス
	教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しの状況
授業科目・ 教育課程の 編成実施	複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設など全学的な教育課程の編成状況
	教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備の整備状況
	教育課程の体系性

	ICT の活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性
	いわゆるキャップ制の設定状況
	教育課程の充実・見直しの状況
	個々の授業科目の達成目標の設定状況
	シラバスの作成状況
	アクティブ・ラーニングや ICT の活用など新たな手法の導入状況
	個々の授業科目の見直しの状況
	教職実践演習及び教育実習等の実施状況
学修成果の把握・可視化	成績評価に関する全学的な基準の策定・公表の状況
	成績評価に関する共通理解の構築
	教員の養成の目標の達成状況(学修成果)を明らかにするための情報の設定及び達成状況
	成績評価の状況
教職員組織	教員の配置の状況
	教員の業績等
	職員の配置状況
	FD・SD の実施状況
	授業評価アンケートの実施状況
情報公表	学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第172条の2のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報公表の状況
	学修成果に関する情報公表の状況
	教職課程の自己点検・評価に関する情報公表の状況
教職指導 (学生の受け入れ・学生支援)	教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況
	学生に対する履修指導の実施状況
	学生に対する進路指導の実施状況
関係機関等との連携	教育委員会や各学校法人との連携・交流等の状況
	教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況
	学外の多様な人材の活用状況

3. 実施時期

- (1) 教職課程委員会は、恒常的に自己点検・評価に取り組むものとし、当該結果を原則として4年毎に報告書としてとりまとめる。
- (2) 実施においては、教職課程委員会の定期開催スケジュールを踏まえ、12月頃までに自己点検の結果を取りまとめることができるよう、準備を進める。

4. 実施体制

- (1) 自己点検・評価は、教職課程委員会が中心となり、必要に応じて教職課程科目を担当する教員や各学科教員の協力を得て行う。
- (2) 自己点検・評価の結果は、教職課程委員会の審議、および教務委員会、内部質保証委員会の確認を経て、教職課程委員長が決定する。

5. 結果の取り扱い

- (1) 教職課程委員会は、自己点検の結果を踏まえ、教育の質の向上・改善を図る。
- (2) 教職課程の運営の可視化のため、自己点検の結果（個人情報など公表に相応しくない箇所を除く）は、名寄市立大学のホームページにて公開する。